

ホテルルーム利用規約

第1条 (適用範囲)

1. 本利用規約および本利用規約に統合されるホテルルーム利用規則（以下「ホテルルーム利用規則」）は、ホテルがゲストと締結するホテルルーム貸出契約および関連契約に関する事項を規定する。本利用規約に明記されていない事項については、法律、規則、または確立された慣習に従う。
2. ホテルが法律、規則、および確立された慣習に基づき特別な規定を設けた場合、前項の規定にかかわらず、当該特別規定が優先される。

第2条 (ホテルルーム貸出契約の申込み)

1. ホテルルーム貸出契約を締結しようとする者は、ホテルに以下の情報を提供する必要がある。
 - (1) ゲストの氏名
 - (2) ルーム貸出日および到着予定時刻
 - (3) ゲストの連絡先
 - (4) ホテルが必要と認めるその他の情報
2. ゲストがホテルルーム貸出期間中に、前項 (2) に基づき貸出期間の延長を申請した場合、ホテルは新規のホテルルーム貸出契約として取り扱う。

第3条 (ホテルルーム貸出契約の成立)

1. ホテルが前条に基づく申請を承認したとき、ホテルルーム貸出契約が成立する。
2. ホテルルーム貸出契約が成立した場合、契約期間全体のルーム料金の支払い義務が発生し、貸出期間開始前またはホテルが指定する日に支払わなければならない。
3. 前項に基づくルーム料金が貸出期間開始前またはホテルが指定する日までに支払われない場合、ホテルルーム貸出契約は無効となる。

第4条 (契約の拒否)

以下のいずれかに該当する場合、ホテルはホテルルーム貸出契約を締結しない権利を有する。

- (a) ホテルルーム貸出申請が本利用規約に適合しない場合。

- (b) すべてのホテルルームが満室である場合。
- (c) 自然災害や非常事態の発生により、被災者や復旧作業員に優先的に部屋を提供する必要がある場合。
- (d) 申請者またはホテルルームの使用者が、犯罪組織の構成員または関係者である合。
- (e) ホテルルームの使用に関して、法律や公序良俗に違反する可能性がある場合。
- (f) 申請者が感染症の保有者であると明確に特定された場合。
- (g) ホテルが一般的な範囲を超えたサービス提供や負担を強いられる場合。
- (h) 自然災害、施設の故障などの理由でホテルルームの提供が不可能な場合。
- (i) 申請者が酩酊し、他のゲストに迷惑をかける可能性がある場合。
- (j) 申請者が未成年者であり、保護者が同伴していない場合。
- (k) 貸出契約の目的が、第三者への利用権の譲渡である場合。
- (l) その他、都道府県条例やその他の規定に関連する場合。

第5条 (ゲストによる契約の解除)

1. ゲストはホテルに通知することで、ホテルルーム貸出契約を解除する権利を有る。
2. ゲストがホテルルーム貸出契約を部分的または全体的に解除した場合、ホテルはスケジュール2に従いゲストに違約金を請求する。
3. ゲストが事前の通知なく、宿泊当日の到着予定時刻までにホテルに現れなかった場合、ホテルはゲストによる契約解除とみなすことができる。

第6条 (ホテルによる契約の解除)

1. 以下のいずれかに該当する場合、ホテルはホテルルーム貸出契約を解除する権利を有る。
 - (a) ゲストが犯罪組織の構成員または関係者である場合。
 - (b) ゲストがホテル内で暴力、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博、違法薬物の所持・使用、銃器・刀剣類の持ち込みなどを行い、他のゲストに迷惑をかけた場合、またはその可能性がある場合。
 - (c) ゲストが感染症の保有者であると明確に特定された場合。

- (d) ホテルが通常の範囲を超えたサービス提供や負担を強いられる場合。
- (e) 自然災害、施設の故障等により、ホテルルームの提供が不可能な場合。
- (f) 防災・防火の観点から、ベッドでの喫煙や消防設備の改ざんなどが行われた合。(g) ホテルルームの利用権が第三者に譲渡または譲渡しようとした場合。
- (h) 旅行代理店を通じて契約されたホテルルーム貸出契約において、ホテルルーム料金の支払いが確認できない場合。
- (i) ホテルルーム利用規則に違反する行為があった場合。(j) その他、都道府県条例等に関連する事由がある場合。

- 2. ただし、上記第3項および第5項に該当する場合を除き、ホテルルーム貸出契約がホテルの判断で解除された場合、ルーム料金の返金が行われない。

第7条 (ホテルルームの利用時間)

- 1. ゲストは、ホテルが定める 15:00 から翌 11:00 までの間、ホテルルームを利用することができる。ただし、連泊する場合は、到着日および出発日を除き、終日利用することができる。
- 2. 前項の規定にかかわらず、ホテルは特定の時間外におけるホテルルームの利用を許可する権利を有する。その場合、ホテルのウェブサイトに記載された金額（消費税およびサービス料を含む）が課される。予定された出発日の 15:00 を過ぎて滞在した場合、1 日分のホテルルーム料金が請求される。同様に、到着日にチェックアウト時間前に利用する場合も適用される。
- 3. 前二項の時間内であっても、安全および衛生管理の目的で、ホテルはホテルルームに立ち入る権利を有し、必要な措置を講じることができる。

第8条 (ホテルルーム利用規則の遵守)

ゲストは、ホテル内においてホテルルーム利用規則を遵守しなければならない

第9条 (営業時間)

ホテル内の各種施設の営業時間に関する情報は、ホテル内で配布されるパンフレット、各所に掲示される案内板、および客室内に備え付けの案内冊子にて確認することがです。

第10条 (料金の支払い)

1. ゲストが支払うべきホテルルーム料金の内訳は、スケジュール 1 に記載されてる。
2. 前項に基づくホテルルーム料金等は、ゲストの到着時またはホテルが指定する時点で、日本円にて支払うものとする。支払い方法は、ホテルが受け付けるトラベラーズチェック、ホテルバウチャー、デビットカード、クレジットカード、またはその他の決済手段による。支払いはフロントまたはホテルが指定する場所で行うものとする。

第 11 条 (ホテルの責任)

ホテルが宿泊契約およびそれに関連する契約を履行するにあたり、ホテルの過失によりゲストに損害を与えた場合、ホテルはその損害を賠償する。ただし、当該損害がホテルの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

第 12 条 (ホテルルーム提供不可時の対応)

1. ホテルが合意されたホテルルームをゲストに提供できない場合、ホテルルーム貸出契約は無効となる。ただし、可能な限り、同等の条件で他の宿泊施設を手配するよう努める。
2. 前項の規定にかかわらず、ホテルが他の宿泊施設を手配できない場合、ホテルはスケジュール 3 に従いゲストに対して補償金を支払う。ただし、ホテルルームを提供できない事由がホテルの責任によらない場合、補償金の支払いは行われしない。

第 13 条 (ゲストの手荷物および私物の保管)

1. ホテルは、事前に連絡を受け、合意した場合に限り、ゲストの到着前の手荷物を。
2. チェックアウト後にゲストが手荷物や私物をホテルに置き忘れた場合、原則として発見から 7 日間保管する。ただし、貴重品は直ちに最寄りの警察署に届け出る。
3. 食品、飲料、雑誌については、チェックアウト翌日までに申し出がない場合、ホテルの判断で処分する。
4. 忘れ物の内容に応じた適切な取り扱いを行うため、ホテルはその内容を確認し、必要に応じて返却または処分を行うことができる。この処分については、ゲストの異議申し立てを受け付けない。
5. 第 1 項および第 2 項に基づき保管された手荷物や私物に関するホテルの責任は、故意または重大な過失がない限り、最大 30,000 円の補償に限定される

第 14 条 (ゲストの責任)

1. ゲストの故意または過失によりホテルに損害が発生した場合、ゲストはその損害を賠償しなければならない。
2. 宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に受けるため、宿泊サービスの提供内容が契約と異なると認識した場合は、速やかにホテルに申し出るものとする。
3. 施設内（指定喫煙場所以外）は全面禁煙である。客室または施設内で喫煙が確認された場合、スケジュール 4 に従い、喫煙による清掃費および客室販売停止に伴う損害を補償しなければならない。なお、客室内で吸い殻が発見された場合は、喫煙行為とみなす。

第 15 条 免責事項

1. ゲストはホテルにおけるコンピューター通信の利用に関して自己の責任を負うものとする。ホテルは、システム障害その他の理由による通信サービスの中断に起因するゲストの損害について、一切の責任を負わない。
2. さらに、ゲストがコンピューター通信の利用において不適切な行為を行ったとホテルが判断した場合、その行為によりホテルまたは第三者に損害が発生した場合、ゲストはその損害を賠償しなければならない。

第 16 条 (利用の継続拒否)

ホテルは、以下の場合において、サービスの継続利用を拒否することができる。

1. ホテルにとって不利益となる行為が発覚した場合、またはその可能性があると判断された場合。
2. ゲストが本規約に違反した場合（違反の可能性があるとホテルが判断した場合む）。

スケジュール 1 - ホテルルーム料金の計算方法（第 10 条関連）

内訳

	基本ホテルルーム料金	ルーム料金およびサービス料
ホテルルーム料金	追加料金	飲食代およびその他の利用料金
	税金	消費税

備考:

1. ホテルルーム料金は、店頭、パンフレット、およびウェブサイトに表示された料金る。
2. 1 室あたりの規定人数を超える宿泊は、6 歳以下の宿泊者に限り許可される。

スケジュール 2 - 違約金（第 5 条関連）

備考:

1. 契約の解除の通知が到着日の 7 日前を過ぎた場合の違約金の料率は 100%とし、基本ホテルルーム料金および追加料金（提携ホテルルームプログラムを含む）の総額に対する違約金の割合を示します。
2. 提携他社のキャンセルポリシーに基づき計算された金額が、上記の説明に基づいて計算された金額を超える場合、より高い金額が違約金として請求されます。
3. 契約日数が後に短縮された場合、違約金は短縮された最初の日とその以降の日に対して課される。
4. 契約が特定の人数に対してキャンセルされた場合、キャンセルされたゲストのホテルルーム料金に基づいて違約金が請求されます。

スケジュール 3 - 補償（第 12 条関連）

人数	予約日	予約日の 1 日前	予約日の 2～9 日前
14 名まで	100%	50%	0%
15 名以上	100%	50%	0%

備考: 割合は基本ホテルルーム料金に対する補償の割合を示します。

スケジュール 4 - 補償（第 14 条関連）

喫煙による清掃費	1 室あたり 30,000 円
喫煙による販売停止損害	販売停止日数 × 30,000 円

備考: 客室の販売停止日数は、ホテルの裁量により決定されます。

ホテルルーム利用規則

本ホテルの施設を安全かつ快適にご利用いただき、公共性を保持するため、以下のルールを定めます。本規則はホテルルーム利用規約の一部を構成し、違反した場合、ホテルの裁量によりホテルルーム貸出契約が第6条に基づき解除されることがあります。

詳細

1. 規定された人数を超えてホテルルームを使用することはできません。事前の申請なしに規定人数を超えていることが判明した場合、超過人数分の追加料金を請求いたします。
2. 以下の行為は、ホテルの敷地内で禁止されます。 a. ホテルが提供する場合を除き、ろうそくや線香、加熱器具、調理器具、アイロンプレスなどの使用 b. ベッドや火災の危険がある場所での喫煙、指定喫煙場所以外での喫煙
3. 大声での歌唱、不快な臭いの拡散、その他他の宿泊者に迷惑をかける行為
4. 以下の物品の持ち込み a. ペットや鳥類（盲導犬等を除く） b. 覚醒剤、麻薬等の違法薬物 c. 爆発物、引火性物質、人体に有害な化学物質 d. 許可のない銃器、刀剣類 e. 大量の物品や重量物 f. 悪臭を発する物品 g. 衛生管理上問題のある廃棄物 h. ホテルが許可していない電化製品や調理器具 i. その他、ホテルが持ち込みを禁止する物品
5. 公序良俗に反する行為
6. チラシ等の配布や広告行為
7. ホテルの設備・備品の移動、改造、持ち出し、または意図しない用途での使用
8. 私物を客室外に放置すること
9. 緊急時ややむを得ない場合を除き、宿泊者用ではない施設への立ち入り
10. ホテルが許可していない外部業者からの飲食物のデリバリー注文
11. 客室の浴室や大浴場でのヘアカラーや脱色剤の使用
12. その他、安全衛生を損なう行為

客室内で特に禁止される行為

- (1) 営利目的の活動や宿泊以外の用途での使用
- (2) 外部からの訪問者との会合
- (3) 窓に写真やポスターを貼るなど、ホテルの外観を損なう行為
- (4) ルームキーを紛失した場合、鍵交換費用として 50,000 円を請求
- (5) 駐車場の利用について
 - (a) ゲストの駐車利用時間は原則 15:00～12:00 とします。
 - (b) 駐車場内での洗車は禁止します。